

# 境界問題で困ったときは...



(注)以下のURLをクリックすると、別サイトに移動することを了承願います。リンク先のURLは平成28年1月14日時点のものです。

■ 筆界特定制度に関するお問い合わせ—函館地方法務局登記部門 電話:0138-23-9529  
筆界特定制度のご案内(法務省ホームページ) <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji104.html>

■ 土地家屋調査士会ADRについてのお問い合わせ—「土地境界問題相談センター函館」  
土地境界問題相談センター函館のご案内 <http://hakotyo.or.jp/>

## 「筆界特定制度」と「土地家屋調査士ADR」のちがい

		筆界特定制度	土地家屋調査士会ADR
概要		<p><b>函館地方法務局</b>で実施</p> <p>土地の筆界について、<b>筆界特定登記官</b>が、所有権登記名義人等の申請により、申請人・関係人等に手続への参加の機会を保障しつつ、専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、その<b>判断を示す制度</b>です。</p>	<p><b>土地境界問題相談センター函館</b>で実施</p> <p>裁判外紛争解決手続の1つであり、<b>筆界(※注)</b>が明らかでないことに起因する<b>所有権界(※注)</b>等に関する紛争について、土地家屋調査士・弁護士が協働して、相談・調停等を行い、当事者間の<b>話し合いによる解決</b>を進めるものです。</p>
対象		筆 界	境界問題全般
特 長	効果	<p>筆界の位置について、行政レベルでの判断を示すものであり、裁判によるまでもなく、迅速に適正な<b>筆界についての判断</b>を得ることができます。</p> <p>筆界特定の結論及び理由の要旨を記載した筆界特定書を永久に保存し、対象土地の登記簿に筆界特定がされた旨の記載をします。</p>	<p>調停が成立した場合には、合意内容を記載した<b>和解契約書</b>を作成(契約により当事者を拘束)します。</p>
	期間	<p>標準処理期間は6か月です。</p> <p>(事件の内容等によっては、更に長くなることもあります。)</p>	<p>相談の受付から調停成立までに要する平均的な期間は6か月程度です。</p> <p>調停期日の設定などにおいて弾力的な運営が可能です。</p>
	費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>申請手数料</b>と<b>手続費用</b>が必要です。</li> <li>申請手数料は、特定を求める筆界に係る対象土地の固定資産税課税台帳に登録された価格によって算定します。</li> <li>手続費用は、測量、鑑定等に要する費用です。</li> <li>・代理人によって申請する場合には、代理人費用が発生します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>手続費用</b>が必要です。</li> <li>手続費用は、センターが定める費用規程によって算定します。</li> <li>・鑑定費用(調査・測量)などが必要になる場合があります。</li> <li>・和解契約書によって登記申請を希望される場合には、別途費用と手数料が発生します。</li> <li>・期日が増すごとに合計金額に追加となります。</li> <li>・代理人によって申し立てる場合には、代理人費用が発生します。</li> </ul>
	資料収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者の提出した資料のほか、法務局が職権で必要な資料を収集します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者による資料収集が原則です。</li> <li>・ADR認定土地家屋調査士又はセンターに相談することができます。</li> </ul>
注意点	<p>土地の明渡しや工作物の撤去などの問題を取り扱うことはできません。</p>	<p>相手方がセンターのお願いする話し合いの出席に応じていただけない場合は、手続を進めることができません。</p>	
専門的知識の活用	<p>筆界調査委員(土地家屋調査士等)</p>	<p>土地家屋調査士・弁護士(協力)</p>	
和解、調停	<p>できません。</p>	<p>できます。</p>	

**(※注) 筆 界**: 過去に一筆の土地が登記された際にその境を構成するとされた線(公法上の地番界)のことをいう。

**所有権界**: 私法上の境界とも言われ、当事者の合意等により移動するため、筆界と異なる場合があります。